

表 住まいの総合支援事業の補助制度一覧

No.	制度名	制度概要	補助額 (補助率)	募集件数
新築	① おびひろスマイル住宅補助金	認定長期優良住宅 ^{※1} 、認定低炭素住宅 ^{※2} または、きた住まい住宅 ^{※3} を新築する人に補助	20万円	先着50件
	② ユニバーサルデザイン住宅新築補助金	市が定めるユニバーサルデザイン基準に適合する住宅を建設する人に補助	20万円	②③④併せて先着30件
リフォーム	③ ユニバーサルデザイン住宅増改築補助金	住宅の床面積を増やし、その部分またはその部分を含めてユニバーサルデザイン化工事をする人に補助	上限20万円(50%)	②③④併せて先着30件
	④ ユニバーサルデザイン住宅改造補助金	身体障害者手帳1・2級または介護認定を受けている人のため、住まいの障壁を取り除く工事をする人に補助	上限40万円(80%)	②③④併せて先着30件
	⑤ 住まいの改修助成金	住宅の長寿命化や、省エネルギー化などへの改修により、住宅性能が向上する工事をする人に助成	5万円	先着400件
	⑥ 空家改修補助金	北海道空き家情報バンクに登録されている空き家を購入して改修する人に補助	上限30万円(30%)	先着2件
耐震化	⑦ 木造住宅耐震診断補助金	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断を行う人に補助	上限5万円(50%)	先着3件
	⑧ 木造住宅耐震改修補助金	耐震診断により「倒壊する可能性がある」と診断された住宅の耐震改修工事(上部構造評点1.0以上)を行う人に補助	上限30万円(費用に応じ変動)	先着1件
	⑨ 旧耐震住宅建替え補助金	耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断され、同一敷地内で住宅を建て替える人に補助	上限30万円(改修費用相当額の23%)	先着1件
解体	⑩ 特定空家解体補助金	住宅性能が著しく低下している特定空家の除却をする人に補助	上限50万円(80%)	先着10件



住まいの悩みを トータルサポート

住まいの総合支援事業

住まいの新築、リフォーム、空き家対策などを支援する、各種補助制度のほか、住まいのワンストップ相談窓口などを開設し、住まいの悩みを総合的に支援します。

問い合わせ 建築開発課(市庁舎6階、☎65・4179)

住まいに関する補助制度



市では、誰もが暮らしやすい快適な住環境づくりのため、新築住宅の質の向上や既存住宅の活用、また、全国的に問題となっている空き家対策のほか、木造住宅の耐

事前に制度内容、申請方法を 確認してください

地震を進めるなど、10種の補助金を用意しています。(表)
対象となる工事や申請に必要な書類などの詳細は、建築開発課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。また、ユニバー

サルデザイン住宅への改造と、住まいの改修を同時に行う工事などでは、補助制度の併用が可能な場合もあります。併用する場合には、それぞれの条件を満たす必要があります。なお、申請は先着順に受け付け

住まいに関する相談窓口



住まいの総合相談窓口

市役所の窓口や電話で、住宅に関する支援制度、住宅情報や住宅のトラブルなどの相談を受け付けています。(図)

住まいのワンストップ相談窓口

空き家を含めた住まいに関する相談に、専門家が応じます。(事前に建築開発課へ申し込み)
相談体制 弁護士・司法書士・建築士・宅地建物取引士・社会福祉協議会・土地家屋調査士

5月の相談日・場所(要予約)

▽5月9日(日)、25日(火)、いずれも13時~16時・市庁舎10階

ユニバーサルデザイン住宅相談会

住宅の増改築・改造などについて、各分野の専門家がユニバーサルデザインの視点で助言します。(事前に建築開発課へ申し込み)
相談体制 理学療法士・作業療法士・建築士・保健師

詳細は市ホームページをご覧ください



◀住まいの支援制度一覧

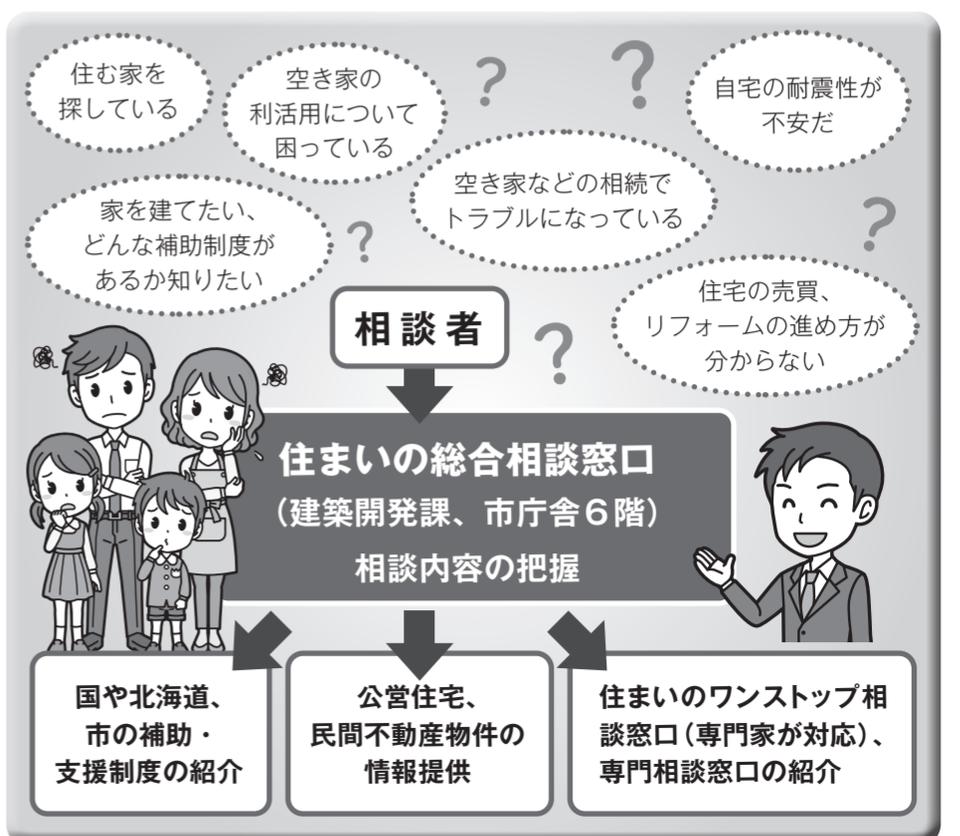
市ホームページID.1003054

住まいの総合相談窓口▶

市ホームページID.1003024



図 住まいの総合相談窓口イメージ



ユニバーサルデザイン住宅相談会

住宅の増改築・改造など、各分野の専門家によるユニバーサルデザインに関する無料相談。

日時 毎月第2・第4水曜日(8月は第3・第4水曜日、2月は第2水曜日・第4木曜日)13時~16時(事前予約制)

場所 市庁舎10階



専門家たちが多方面からサポート

住まいのワンストップ相談窓口

空き家を含めた、住まいの売却・相続・管理・リフォームなど、専門家による無料相談。

日時 毎月第2日曜日、第4火曜日(11月は第4水曜日)13時~16時(事前予約制)

場所 市庁舎10階
市民文化ホール(西5南11)
とかちプラザ(西4南13)



※1 認定長期優良住宅 国が定める基準に基づいて、長期にわたり良好な状態を保持するよう認定を受けた住宅
※2 認定低炭素住宅 低炭素化の促進に関する法律における低炭素建築物の認定を受けた住宅

住宅の新築を支援

認定長期優良住宅^{*1}、認定低炭素住宅^{*2}、きた住まいる住宅^{*3}およびユニバーサルデザイン住宅の新築に対して、補助を行っています。(表の①、②)

①おびひろスマイル住宅補助金

省エネ性能、耐久性能や耐震性能に優れた住宅建設の普及を進め、快適で住み心地のよい良質な持ち家取得の促進を図るため、市内に一定の条件を満たす住宅を新築する人に20万円を補助します。

受付期間 募集件数に達するまで

(令和4年3月15日(火)までに完了実績報告などの提出が必要)

募集件数 先着50件

対象者 次の要件をすべて満たす人

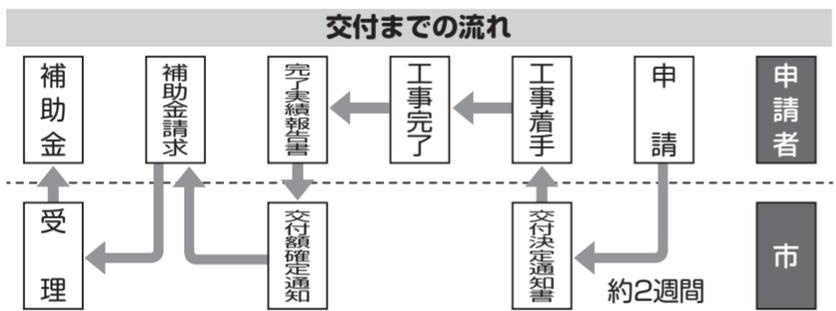
- ・所得を基に計算した規定金額^{*4}の世帯総額が550万円以下の人
- ・世帯全員が市区町村民税を滞納していない人(納付状況によっては、対象となる場合があります)
- ・暴力団員でない人
- ・過去におびひろ住宅づくり奨励金およびおびひろスマイル住宅補助金の交付を受けていない人

対象住宅 次の要件をすべて満たす住宅

- ・きた住まいる住宅、認定長期優良住宅または認定低炭素住宅のいずれかによる新築住宅
- ・専用住宅または併用住宅で、自らが居住する部分の床面積が、50平方メートル以上280平方メートル以下
- ・市内に事務所、営業所がある事業者が施工する住宅
- ・国などから他の補助金(市が指定するものに限る)などの交付を受けていない、または受ける予定がない

申請方法

申請書に必要書類を添えて、工事着手前に建築開発課へ提出してください。



住まいの総合支援事業の一部を紹介します



住宅のリフォームを支援

住宅のユニバーサルデザイン化、長寿命化、省エネルギー化、耐震化などの改修工事に対して、補助を行っています。(表の③~⑤)

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(旧耐震住宅)で③~⑤の補助制度を申請する場合には、市が実施する「無料耐震簡易診断」を受ける必要があります。

⑤住まいの改修助成金

空き家を含む住宅を市内の施工業者により、10万円(消費税を除く)以上改修する場合、5万円を助成します。

受付期間 募集件数に達するまで

(令和4年3月15日(火)までに完了実績報告などの提出が必要)

募集件数 先着400件

対象者 次の要件をすべて満たす人

- ・市内の改修する住宅の所有者
- ・改修する住宅に居住している、または改修後に居住する人
- ・市区町村民税を滞納していない人(納付状況によっては、対象となる場合があります)
- ・所得を基に計算した規定金額^{*4}の世帯総額が550万円以下の人
- ・暴力団員でない人
- ・過去に住宅リフォーム助成、または住まいの改修助成を受けていない人

対象工事

- ・長寿命化のための工事
- ・省エネルギー化のための工事
- ・ユニバーサルデザイン化のための工事

申請方法

申請書に見積書、写真など必要書類を添えて、建築開発課へ提出してください。(郵送提出可)

注意事項

改修工事の着手は、後日郵送される「交付決定通知書」が届いてから行ってください。同一対象者、同一住宅への助成は1回のみです。

住宅の耐震化を支援

耐震性能が低い住宅の建て替えや改修に対する補助を行っています。(表の⑦~⑨)

事前に国への申請・承認の手続きが必要となりますので、申請の3カ月前までにご相談ください。

⑦耐震診断補助金

居住している所有者が行う耐震診断費用の一部(5万円、補助率50パーセント)を補助します。

申込期限 9月30日(木)まで

募集件数 先着3件

対象者

- ・対象住宅の所有者
- ・所得を基に計算した規定金額^{*4}の世帯総額が550万円以下の人

対象住宅

- ・市内に建築され所有者が自ら居住している一戸建て住宅または併用住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で在来軸組工法のもの など

⑨旧耐震住宅建替え補助金

耐震診断により「上部構造評点が0.4未満」と診断され、同一敷地内で住宅を建て替える場合、耐震改修費用相当額の一部(30万円、補助率23パーセント)を補助します。

申込期限 9月30日(木)まで

募集件数 先着1件

対象者

- ・対象住宅の所有者
- ・所得を基に計算した規定金額^{*4}の世帯総額が550万円以下の人

対象住宅

- ・市内に建築され所有者が自ら居住(居住年数1年以上)している一戸建て住宅または併用住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で在来軸組工法のもの など

無料耐震簡易診断

住宅の耐震性の目安を把握するための、次のすべての要件を満たす木造住宅の耐震簡易診断を、無料で行います。(随時受け付け)

対象住宅

- ・市内にある、所有者が自ら居住している住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・地上2階建て以下で、延べ床面積が500平方メートル以下の在来軸組構法で建てられた住宅
- ・確認申請書または診断計算に必要な図面があること

⑧耐震改修補助金

耐震診断により「倒壊する可能性がある」と診断された木造住宅の耐震改修工事費の一部(30万円、補助率は工事費により変動)を補助します。

申込期限 9月30日(木)まで

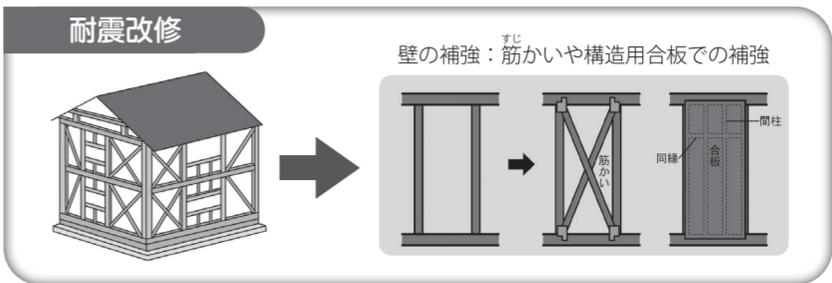
募集件数 先着1件

対象者

- ・対象住宅の所有者
- ・所得を基に計算した規定金額^{*4}の世帯総額が550万円以下の人

対象住宅

- ・市内に建築され所有者が自ら居住している一戸建て住宅または併用住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で在来軸組工法のもの など



※3 **きた住まいる住宅** 北海道が定めたルールを守り、「安心で良質な家づくり」を行う住宅事業者を登録・公開する「きた住まいる制度」に基づいて建築された住宅

※4 **所得を基に計算した規定金額** 給与所得の金額または公的年金等所得の合計金額から10万円を限度に控除した額